

平成 21 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成 22 年 8 月
独立行政法人国際交流基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 21 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約（以下、「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

平成 21 年度において、付属機関である日本語国際センターで入札を 1 件行った。

なお、本部事務所は賃借であり、その賃借契約において電力は大家が電力会社と契約し、当基金が大家に使用料金を支払うこととなっているので、当基金は電力会社を選択することが出来ない。

また、21 年度には、環境配慮契約であるか否かに関わらず、自動車の購入及び建築物の建築または大規模な改修に係る設計業務の実績はない。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定している。

環境配慮契約の締結が検討可能な案件の契約締結に向けて、検討を行った。

以上